

(2)生活困窮者自立支援制度の現状、予算事業等について

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

【平成27年度・平成28年度】

- 施行後2年間の新規相談受付件数は、約45万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約12.2万件。
- 包括的な支援の提供により、約6.1万人が就労・増収につながった。

【平成29年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、着実な伸びが見られる。

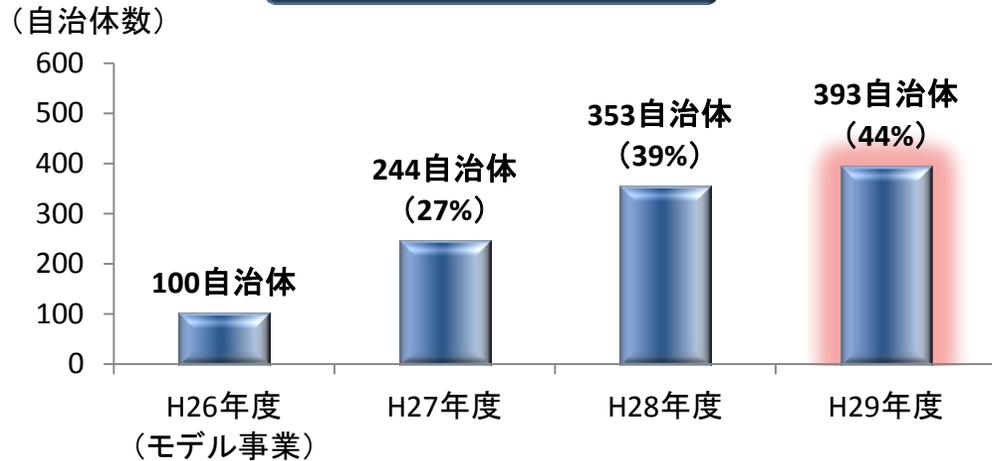
年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率	
		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり	(①)	人口10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)	(②+③)÷①	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—	
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%	
H29	4月分	19,097	14.9	5,748	4.5	2,612	2.0	2,112	1,460	509	358	70%
	5月分	20,586	16.1	6,167	4.8	2,781	2.2	2,085	1,502	501	331	66%
	6月分	20,979	16.4	6,393	5.0	2,829	2.2	2,275	1,588	599	394	70%
	7月分	19,473	15.2	5,936	4.6	2,715	2.1	2,195	1,609	534	367	73%
	8月分	19,528	15.2	6,005	4.7	2,607	2.0	2,079	1,489	546	373	71%
	9月分	19,216	15.0	6,018	4.7	2,681	2.1	2,160	1,572	526	382	73%
	10月分	18,733	14.6	5,925	4.6	2,584	2.0	2,160	1,557	526	338	73%
	合計	137,612	15.4	42,192	4.7	18,809 ¹³	2.1	15,066	10,777	3,741	2,543	71%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

任意事業の実施状況について

○ 平成29年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して着実に増加している。

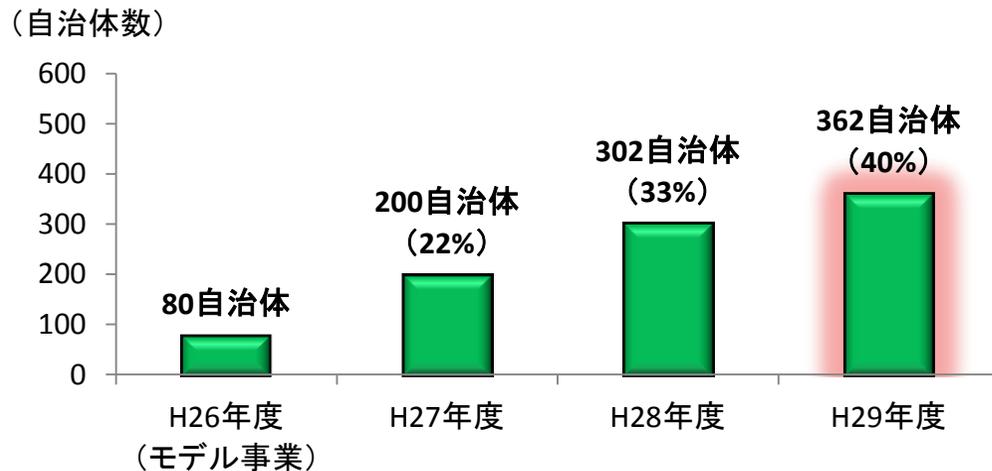
就労準備支援事業



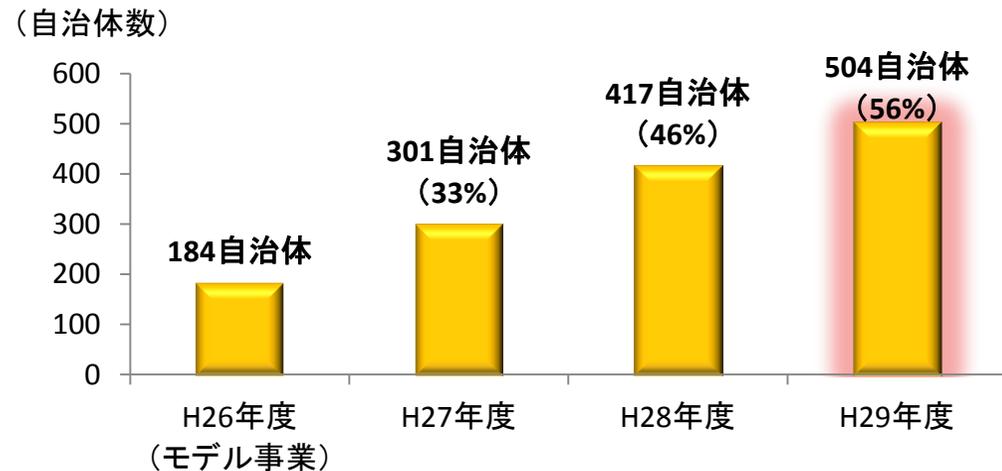
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業



生活困窮者自立支援制度関係予算の平成30年度予算案

平成29年度予算額 **400億円** → 平成30年度予算額(案) **432億円 (+31億円※)**

※ 端数処理による

○ 平成30年度予算案においては、生活困窮者の自立をより一層促進するため、子どもの学習支援の充実・強化や居住支援の推進など制度の充実に向けた新たな取組を実施するとともに、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しにかかる関連法案を提出し、自立相談支援事業、家計相談支援事業及び就労準備支援事業の一体的実施を推進するなど生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を図る。

必須事業（負担金）

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業

29年度予算額

218億円

→

30年度予算額(案)

218億円

+

任意事業（補助金）

- ・就労準備支援事業
- ・被保護者就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・子どもの学習支援事業
- ・都道府県による市町村支援事業(※)
- ・町村による相談の実施(※)
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業

29年度予算額

183億円

→

30年度予算額(案)

214億円

(※)法律改正事項

新規・拡充分

1. 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施の推進【法律改正事項】

三事業を一体的に実施した場合は、家計相談支援事業の補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げ、就労準備支援事業の利用促進のインセンティブを付与。併せて、自治体の実施しやすくなる事業実施上の工夫、都道府県による事業実施体制の支援を実施

2. 都道府県による市町村支援事業【法律改正事項】 2.4億円

都道府県による福祉事務所設置自治体に対する支援（従事者の研修、市域を越えたネットワークづくり、各種事業の実施体制の整備）の実施

3. 福祉事務所未設置町村による相談の実施【法律改正事項】 0.5億円

福祉事務所を設置していない町村による自立相談支援事業の一次的な相談機能の実施

4. 子どもの学習支援事業の推進 47.0億円の内数

高校生世代への進路選択の基礎づくりのための支援の充実、小学生がいる世帯への巡回支援等の実施

5. 就労準備支援・ひきこもり支援の充実 13.0億円 ※ 保護課分4.4億円含む。

訪問支援（アウトリーチ）等による早期支援の実施、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能の充実等

6. 居住支援の推進 2.0億円

シェルター利用者に対する利用後に向けた居住支援・見守り支援、社会的孤立状態にある生活困窮者に対する一定期間の居宅訪問等による見守り・生活支援の実施

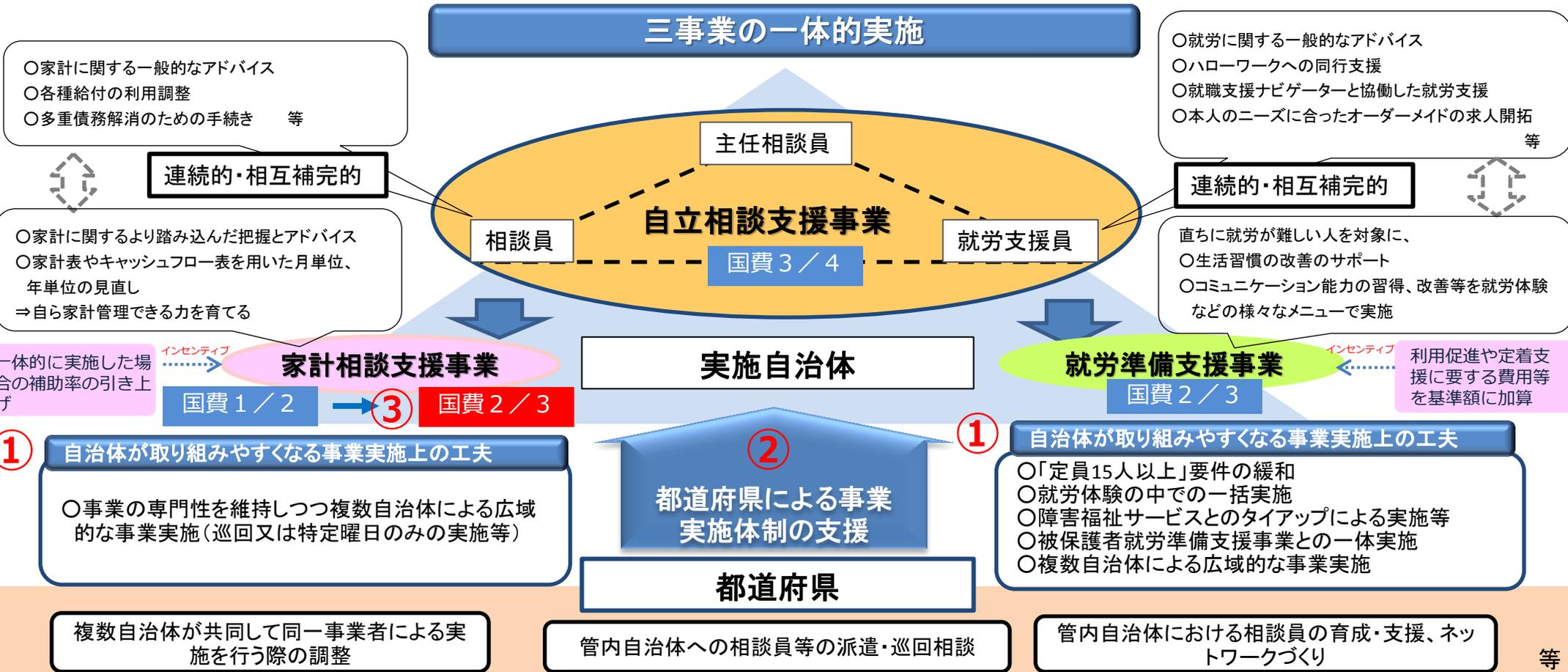
7. ホームレス支援の推進 1.1億円

医療専門職（保健師、看護師、PSW等）による巡回相談や健康相談の実施

1. 自立相談支援事業・家計相談支援事業・就労準備支援事業の一体的実施の推進

(法律改正事項)

◇ 家計相談支援事業と就労準備支援事業について、両事業を全国的に推進するため、自立相談支援事業と連続的・一体的な実施を推進することとし、①自治体を取り組みやすくなる事業実施上の工夫や、②都道府県による事業実施体制の支援によるバックアップを行うとともに、③三事業を一体的に推進した場合には、家計相談支援事業の補助率を現行の1/2から2/3に引き上げる。※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブ(※)を補助の仕組みとして設ける。



※インセンティブの例・・・就労に向けた外出を支援する費用、就労体験先の受入促進に要する費用、就職後の定着支援を行うための費用等を基準額の加算対象経費とすることを想定。

2. 都道府県による市町村支援事業

(法律改正事項)

平成30年度予算額 (案) : **2.4億円**

- ◇ 都道府県については、生活困窮者自立支援法において、市及び福祉事務所を設置する町村に対する必要な助言・情報提供その他の援助を行う責務が規定されているが、この責務規定に基づき、都道府県の役割として、管内自治体の従事者に対する研修や人材育成、市域を越えたネットワークづくり、管内自治体における事業の実施に当たっての支援が求められている。
- ◇ 都道府県による広域的な見地からの支援については、これまで法律に基づく「その他事業」として国庫補助の対象とされてきたが、これをより効果的・効率的に実施するため、①**自立相談支援事業従事者の研修**、②**各種事業の実施体制の整備の支援**、③**社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくり**を、「都道府県による市町村支援事業」として、**明確に位置づける (法律改正事項)**。

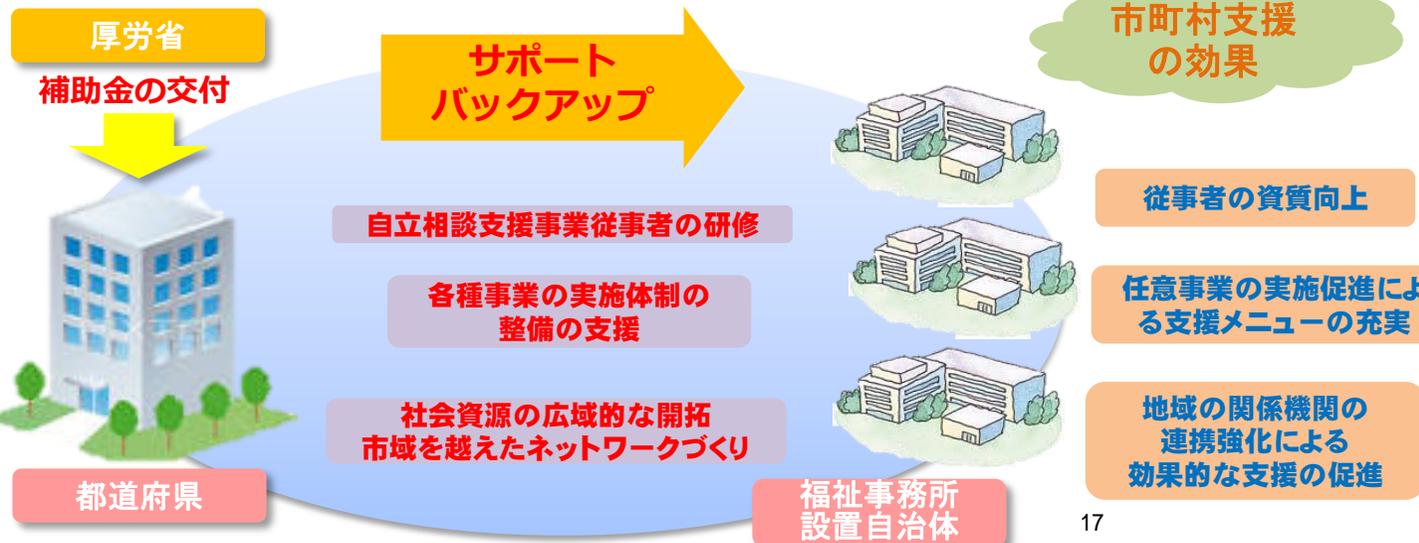
対象経費

◇ 担当職員等の人件費 (正規雇用職員を除く)、旅費、会議費、備品購入費など

補助率

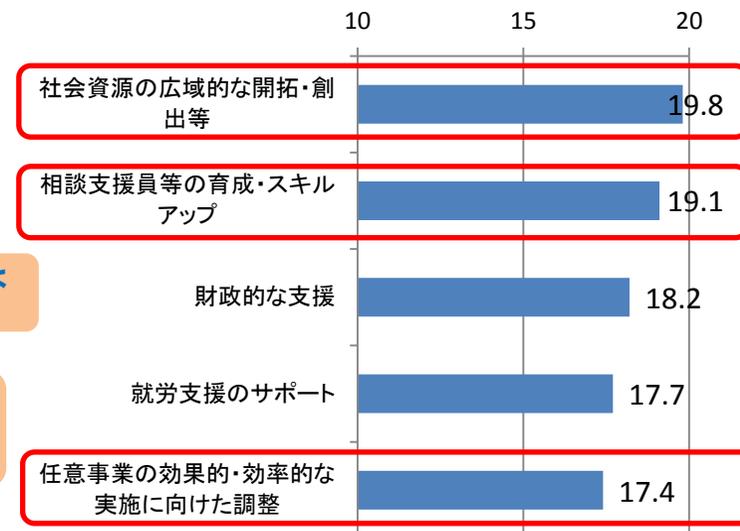
1 / 2

(参考) 都道府県による市町村支援のイメージ



都道府県に特に実施して欲しい事業 (福祉事務所設置自治体が回答)

※上位5位のみ



(単位: %)

3. 福祉事務所未設置町村による相談の実施

(法律改正事項)

平成30年度予算額(案) : 0.5億円

◇ 福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっているが、そうした町村部では、当該町村部内に自立相談支援機関が設置されているとは限らず、**役場が一次的な窓口として、事実上自立相談支援機関に類似した対応をしている自治体が多くある。**

◇ こうした状況も踏まえ、**福祉事務所を設置していない町村が生活困窮者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことができることとし(法律改正事項)、都道府県と連携して対応することにより住民に身近な行政機関で課題を抱えた生活困窮者に対応するための取組を推進する。**

※ 自立相談支援事業の「実施主体」となるのではなく、都道府県が実施主体である位置づけは変えないまま、都道府県の自立相談支援機関の「ブランチ」的な役割(都道府県の援助)として位置づけ、国庫補助の対象とする。

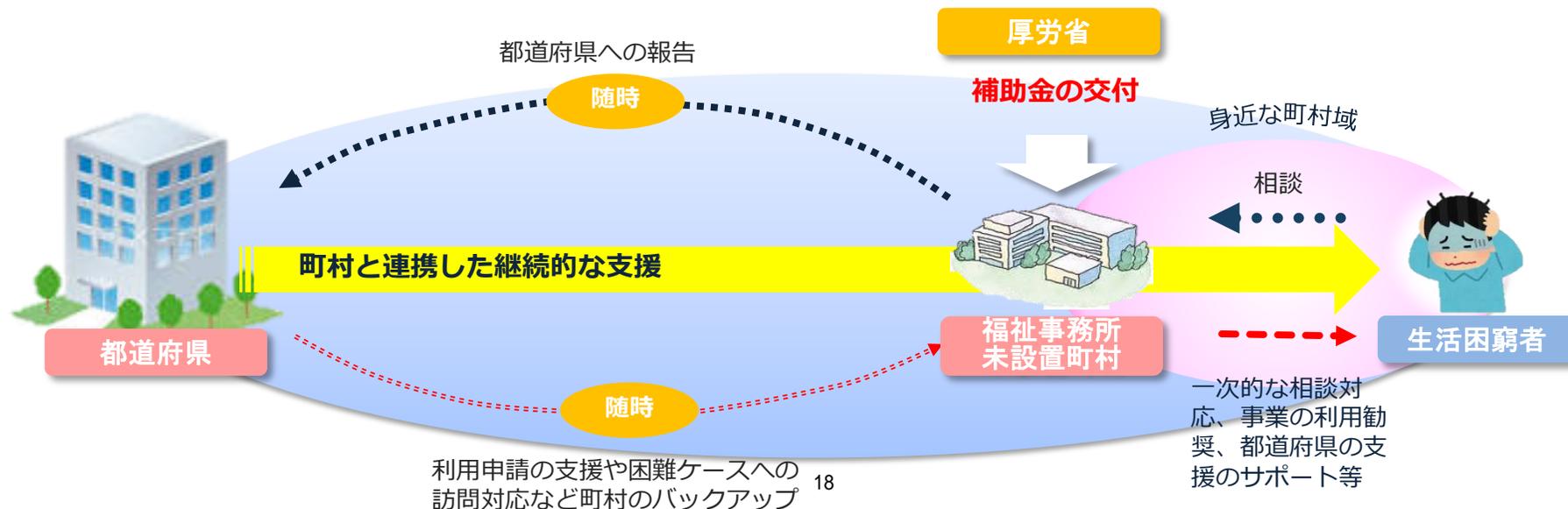
対象経費

◇ 支援員等の人件費(正規雇用職員を除く)、旅費、会議費、備品購入費など

補助率

3/4

(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



4. 子どもの学習支援事業の推進(①高校生世代)

平成30年度予算額(案) : 47.0億円の内数

- ◇ 平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書において、**高校生や高校を中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している**と指摘されている。
- ◇ このため、現行の高校生に対する中退防止のための支援を拡充し、高校中退者、中学校卒業後進学していない子どもをも対象に、単に高校の授業のフォローアップということだけでなく**学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に行う**ことにより、自分の将来への具体的なイメージを形成したり、就職、再就学、進学など**適切な進路が選べるような基礎づくり**を行う。
- ◇ 支援については、中学生までの学習支援と同様の基礎自治体単位の実施のほか、市域を越えた都道府県単位(広域)での実施も想定。

対象経費

◇ 支援員人件費等(人件費・旅費) ◇ 進路先選択相談支援関係費用(資料作成費・旅費等) ◇ その他費用(旅費、通信費等)

補助率

1/2

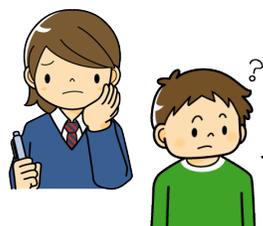
★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(抜粋)

- (1) 子どもの学習支援事業のあり方
- 高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している。学習支援だけでなく自立に向けた相談支援が必要であり、教育部門との連携はもとより、就労支援機関との連携も含めた方策を検討すべきである。

★新たな自殺総合大綱のあり方に関する検討会報告書(抜粋)

- (2) 地域レベルの実践的な取組の更なる推進
- 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業による生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所づくり等の活動や、…(中略)既存の施策を、より効果的な自殺対策の実施に資するよう、孤立防止や、危機介入に生かしていくべきである。

高校生世代(10代の若年層)に対する支援



高校の授業等のフォローアップや
基礎的学力の習得、自己肯定感の向上 など

孤立感の解消や将来への意欲向上 など

生活習慣の定着・改善 など

19

- ◆ 高校の中退防止
- ◆ 高校を中退した人、中学卒業後進学や就労していない人などの自分の将来への意欲向上や具体的なイメージの形成
- ◆ 希望する進路(就職、再就学、進学)の選択のための基礎づくり



4. 子どもの学習支援事業の推進(②小学生世代)

平成30年度予算額(案) : **47.0億円の内数**

- ◇ 平成28年度に民間団体が行った調査では、事業の課題として、スタッフ、ボランティアの確保のほか、**幼少期からの早期支援の必要性が指摘されている**。また、平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書においても同様の指摘があった。
- ◇ そのため、貧困の連鎖の防止の観点からも、学齢期における早期支援として、**家庭の事情等により学童へ行けない、通えない子どもの家庭等に対して巡回訪問を行う**ことにより、基礎的な生活習慣や学習習慣などの習得と併せて、子どもの親への養育支援を通じて**家庭全体への支援を行う**。

対象経費

- ◇ 専門支援員人件費等(人件費・旅費)
- ◇ 連絡協議会開催費用(会議費、資料作成費等)
- ◇ その他費用(旅費等)

補助率

1/2

★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(抜粋)

(1) 子どもの学習支援事業のあり方

○家庭で机に向かう習慣がないことが低学力につながるおそれがあることや、中学生になると支援につながるまでの関係構築が難しいといった観点から、**小学生や就学前からの早期支援が必要**との指摘もあった。

学齢期における早期支援

○学童に行けない、通えない子ども等を対象

基礎的な学習習慣の習得など

- ・宿題を行う習慣づくりなど

基本的な生活習慣の習得など

- ・早寝早起き、プリントを親に見せるなど

親への養育支援など

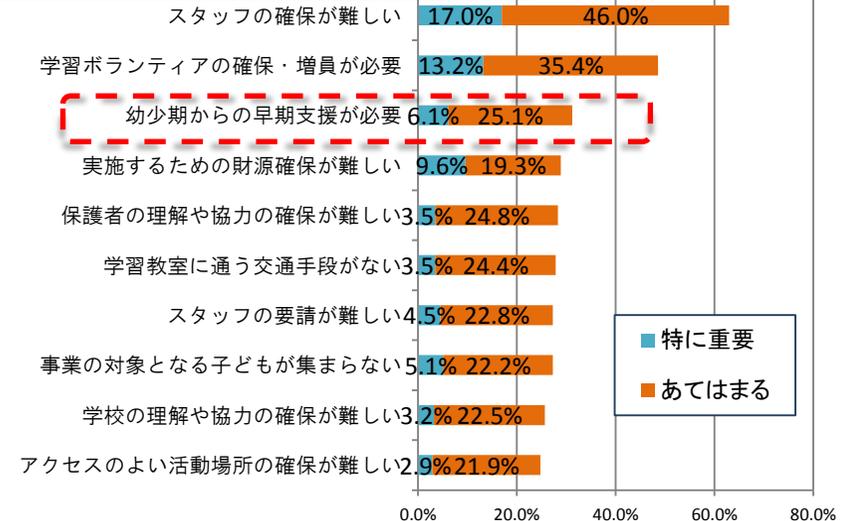
- ・子育てに関する情報提供など



家庭全体を支援

20

事業実施団体の実施運営上の課題

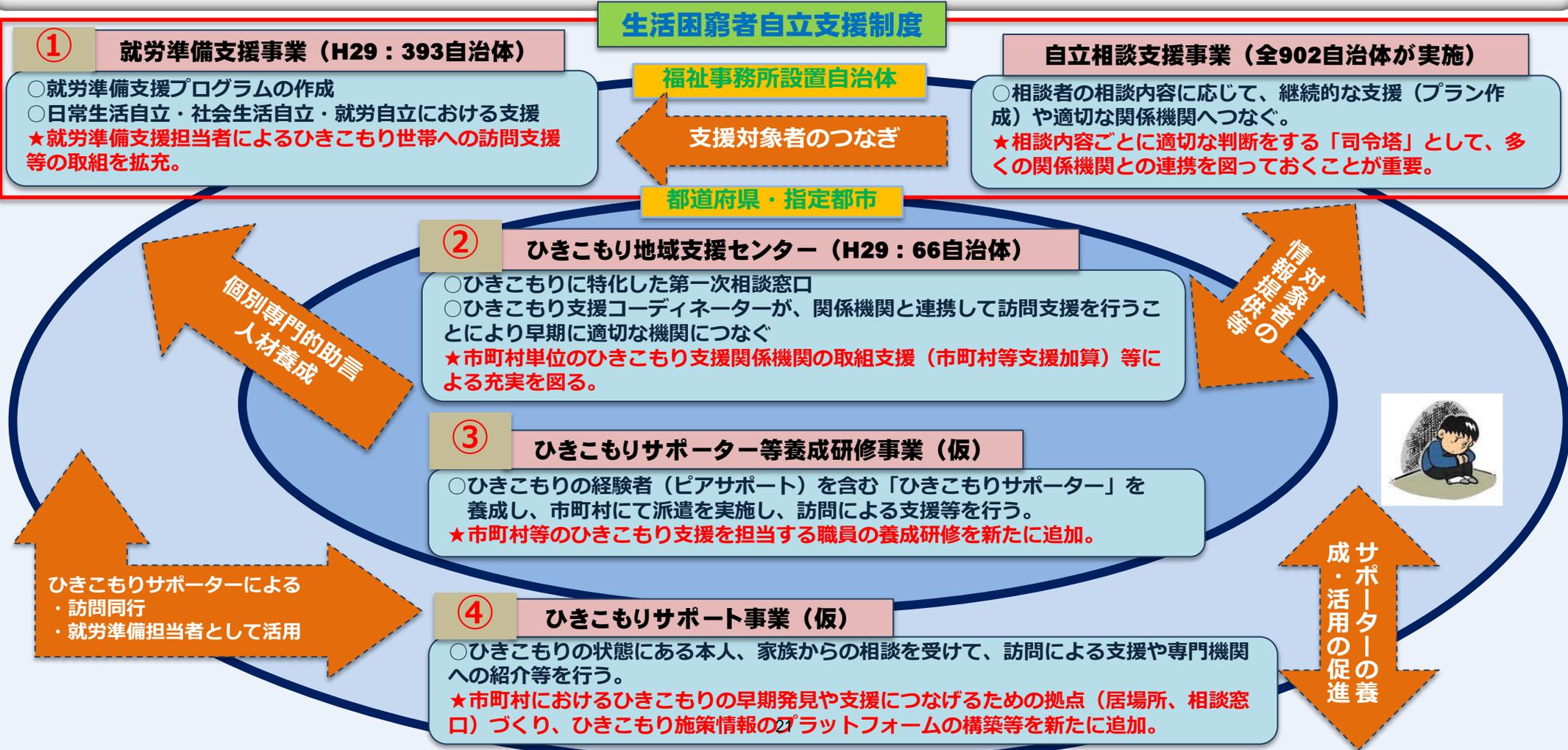


※出典：平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット)

5. 就労準備支援・ひきこもり支援の充実

((1)地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業/(2)ひきこもり対策推進事業の強化)

- ◇ 30年度予算案において、福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



(1) 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業

平成30年度予算額（案）：5.8億円（うち困窮分3.3億円）

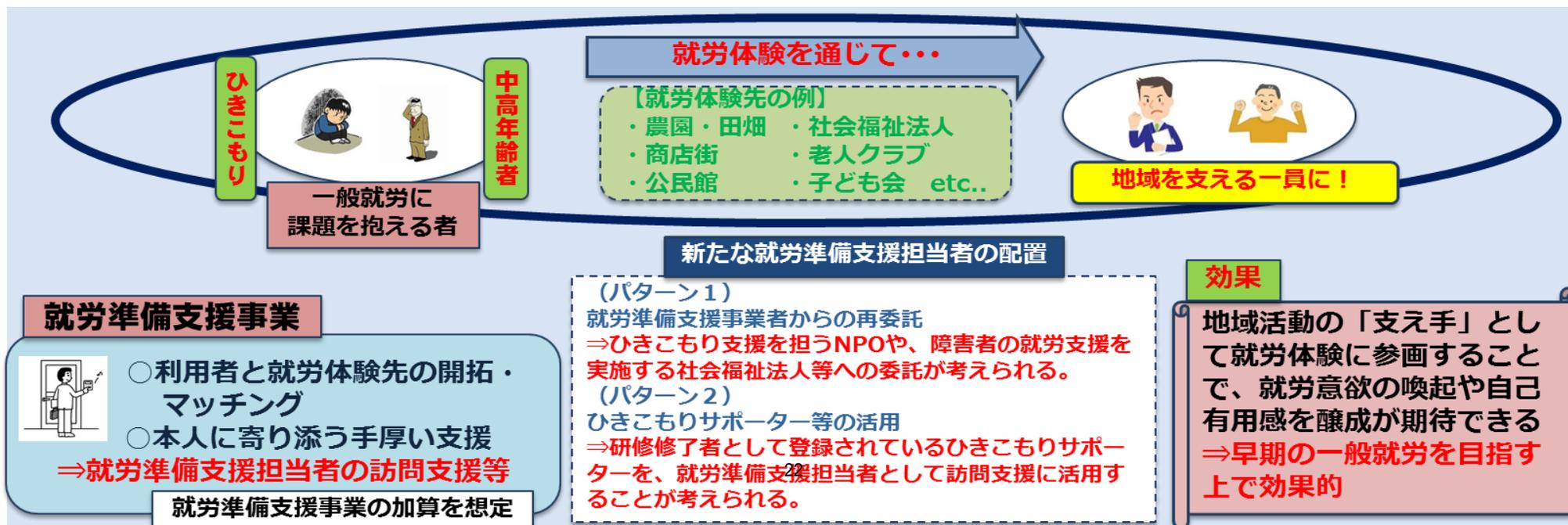
- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費

◇地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

補助率

2/3



(2) ひきこもり対策推進事業の強化

平成30年度予算額（案）： 5.3億円

1 ひきこもり地域支援センターの市町村バックアップ機能等強化

補助率 1/2

従来の「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」、「関係機関と連携した訪問支援」といった機能に加え、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のために「ひきこもり支援関係機関へのバックアップ」の機能を付加する。また、センター自ら実施する訪問支援体制も併せて充実を図ることで、ひきこもり支援専門機関としての役割を十分に発揮できる体制を整備する。

(現行)

(拡充・強化)

- ・ 広域的な相談窓口
- ・ 関係機関と連携した訪問支援

- ・ 広域的な相談窓口
- ・ 関係機関と連携した訪問支援

【市町村バックアップ機能強化】

※主として都道府県センターを想定

- ・ 関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定
カンファレンスへの助言等
- ・ ひきこもり支援実施者からの相談対応
- ・ 市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言

【訪問支援体制強化】

- ・ 困難ケースへの訪問支援
- ・ 相談支援専門員の配置等による訪問支援活動の重点的実施

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の充実

従来の「ひきこもりサポーター養成研修」に加え、市町村等のひきこもり支援を担当する職員の研修も併せて行うこととし、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上が図られるようにする。

- ・ ひきこもりサポーター養成研修

- ・ ひきこもりサポーター養成研修
- ・ 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

3 市町村におけるひきこもりサポート体制の充実

従来の「ひきこもりサポーター派遣事業」に加え、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する。

- ・ ひきこもりサポーター派遣事業

- ・ ひきこもりサポーター派遣事業
- ・ ひきこもり支援拠点づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォーム構築
- ・ 家族会、当事者グループと連携した居場所、相談窓口づくりへの支援

6. 居住支援の推進

平成30年度予算額（案）：2.0億円

- ◇ 生活困窮者が就職活動や安定した生活を送るためには、住居を喪失しないことが極めて重要となるが、賃貸住宅では緊急連絡先を求められるほか、家賃滞納、近隣トラブル、孤独死等の懸念から入居を拒否されるといったケースがみられる。
- ◇ また、路上生活者については、路上生活期間の長期化が顕在化している中、一時生活支援事業（シェルター等）を利用しても、利用後に再び路上生活に戻ってしまう者や集団生活を送ることが困難なことなどから利用を望まない者も存在しているといった課題も生じている。
- ◇ こういった背景には、親族や地域に対し支援を求めることが困難という「**社会的孤立**」の問題が存在している。
- ◇ そこで、シェルター等利用者や地域において単身等で居住し、地域社会から孤立した状態にある生活困窮者に対して、
 - ① シェルター利用中からの利用後に向けた生活相談等の見守り、利用後の住居の確保といった居住支援
 - ② 一定期間、個別に居宅に訪問するなどによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくりを実施することで、**地域で自立した日常生活を継続していけるような環境づくりを推進**する。

対象経費

- ◇ 支援員等の人件費
- ◇ 訪問に係る旅費、通信費 等

補助率

1/2

◎ シェルター等利用者

- シェルター等利用中の見守り
- 利用後に向けた居住支援

シェルター等

自治体
(委託可)

◎ 社会的孤立状態にある生活困窮者

- ・ シェルター等を利用していた者
- ・ 地域で単身等で居住し地域社会から孤立した状態にある者
- 一定期間、居宅に訪問するなどによる見守り・生活支援、地域リビングも通じた互助づくり 等

アパート等地域において居住

7. ホームレス支援の推進

平成30年度予算額（案）： **1.1億円**

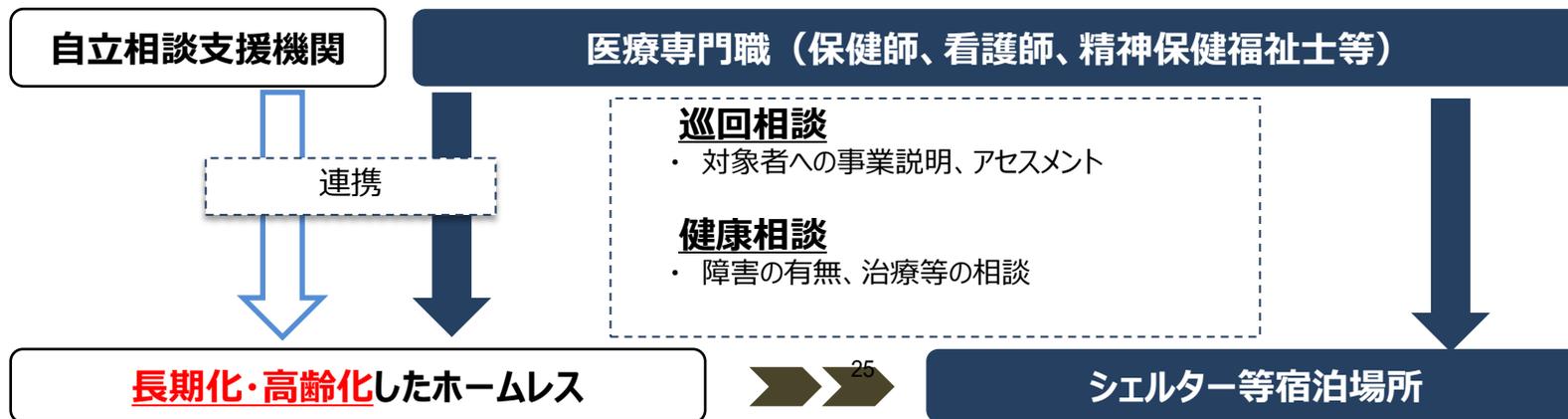
- ◇ 現在、ホームレスの高齢化や、路上生活期間の長期化するといった課題が顕在化している。ホームレス自立支援法は、平成29年6月にその期限が平成39年まで10年間延長されており、今後、同法に基づく具体的な指針を策定する必要があるところ。
- ◇ 現行、**路上生活が長期化・高齢化している者等に対して下記のような課題**がある。
 - ・健康状態の悪い者が一定程度存在しているが、十分に支援が行き届いていない。これらの者が必要な医療サービスを受けられるよう、医療的視点を持ったきめ細かい相談が必要。
 - ・一時生活支援事業（シェルター等）シェルターを利用しても、利用後再度路上生活に戻る等を繰り返す者が存在。路上生活に戻ることを防ぐ取組の強化が必要。
 - ・自立支援センター等の事業を希望せず、路上にいる者が存在。これらの者の支援の強化が必要。
- ◇ 具体的には、**医療専門職（保健師、看護師、精神保健福祉士等）による路上やシェルター等におけるきめ細かな相談・支援の広域実施**（必要に応じ医療機関と連携）にかかる取組を強化する。

対象経費

- ◇ 医療専門職の person 費
- ◇ 巡回に係る旅費 等

補助率

2/3



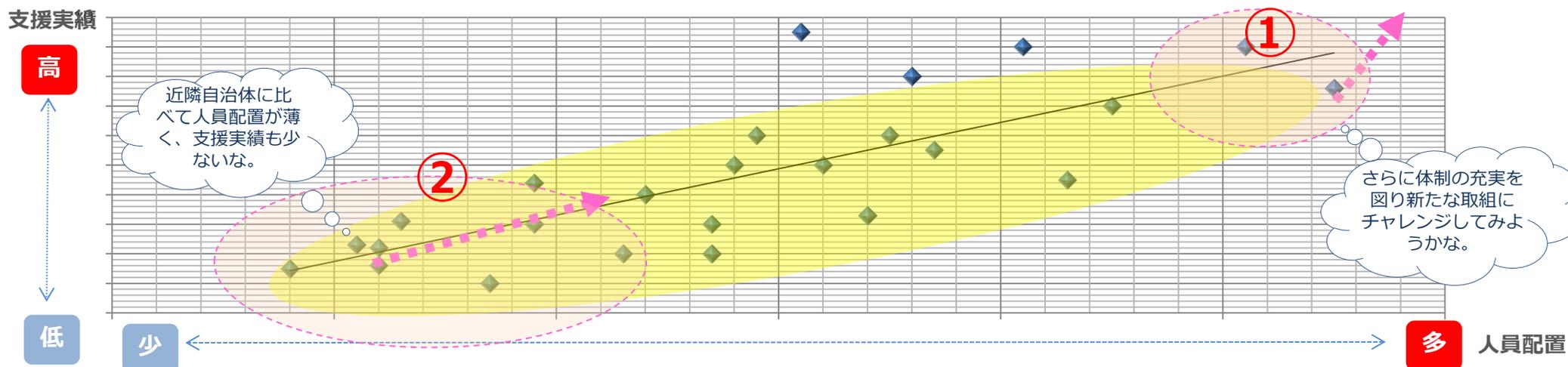
各種事業の利用促進など自治体の積極的な取組を促す方策

各種事業の効果的・効率的な実施方法の積極的な検討を促す観点から、平成30年度から以下の措置を導入することを検討

1. 自立相談支援事業の適切な人員配置等の促進

○ 自立相談支援事業の適切な人員配置を促進するため、

- ① 『人員配置が手厚く実績も高い自治体』がさらに取組を進めることができるよう、新規相談受付件数がKPIの目安値を超えているなど支援実績が一定の要件を満たす自治体については、予算の範囲内で所要額の加算を行う措置を導入し、
- ② 『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』がより積極的な取組を行うことができるよう、相談員の配置数や支援実績の「全国平均値」や「支援実績の高い自治体の数値」を人口規模ごとに公表するとともに、各自治体が全国や都道府県内の中の「現状の位置」を客観的に把握し、課題を「見える化」できるような仕組みを構築することを検討



2. 各種任意事業の利用の促進

○ 各種任意事業の利用促進など自治体の積極的な取組を促す観点から、事業の性質や実態に応じて、

- ① 年間を通じて利用者がいない状況が連続するなど『事業実績が低調な自治体』については、所要額の減算を行う措置を導入しつつ、
- ② 『事業実績が優良な自治体』については、予算の範囲内で所要額の加算を行う措置を導入することを検討